

# R8 札幌北小学校いじめ防止基本方針

2026.4.24

## 1 はじめに

いじめは、すべての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき生徒指導上の重要な課題の一つである。いじめ問題の解決のためには、まず「いじめは人として絶対に許されない」「いじめられている子どもの立場に立つ」などのいじめ問題に関する基本的認識を教職員一人一人がもち、組織として対応することが大切である。

そして、学校が家庭・地域と連携を図りながら、あらゆる教育活動を通して一人一人の子どもたちの生命や人権を大切にすることを育成するとともに、札幌市が進めている「人間尊重の教育」を基盤とした相互承認の感度を高める取組の充実に努めながら、学級・学年等の集団における望ましい人間関係を育むための積極的な生徒指導の充実に努めることが肝要である。

さらに、2013年に成立した「いじめ防止対策推進法」は、いじめの防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになったものと捉え、学校におけるいじめ対応に大きな転換を迫るものであるという認識に立たなければならないと考える。つまり、学校を閉鎖的ではない社会に開かれた場所にするのと、教職員が法の正しい理解に基づく適切な対応を行うことの必要性が強調されていると考えることができる。

## 2 いじめとは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

一定の人間関係とは、学校の内外を問わず同じ学校や塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている他校の仲間や集団との何らかの人間関係を指す。

また、具体的ないじめの様態は次のようなものがあると考えられる。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れや集団により無視をされる。（LINEのグループメンバー外し）
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・PCやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・いじり行為

上記の様態は、いじめがあった場合に問題とされるものの幾つかである。しかし、いじめを判断する場合に、法の定義に基づいて、行為の様相（何が行われたか）から傷付きの度合いを見るのではなく、『子どもの傷付きから行為を見る』という「いじめられている児童生徒の主観を重視した」視点に立つことが重要である。

また、いじめの認知に関しては、過去において「自分よりも弱い者に対して一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていない。また、初期段階のいじめは子どもたちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、些細なことを発端として、重大な事案に至ることがあるのも現実であり、学校が組織としていじめを把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要であると考える。

### 3 いじめに対する学校の基本姿勢

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」

「いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる『人権侵害行為』である」

という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を作るために、「札幌北小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 学校、学年、学級内にいじめを許さない雰囲気を**教師集団**で作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめの**未然防止**、早期に発見に努め適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

## 4 いじめを未然に防止するために

### <児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・「分かる・できる・楽しい」授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道德の学習や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつように、様々な活動の中で指導する。また、児童の人権意識を高める学習や活動を実施する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導し続ける。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

### <教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように「分かる・できる・楽しい」授業を日々行うことに努め、授業で児童を生かす。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員全員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。また、児童の変化に気付いたときには、学年や担任外、管理職の先生と情報の共有を図る。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返り、思い込み等による不適切な指導のないようにする。
- ・問題を一人で抱え込まないで、学年担任や学年主任、保健主事や教務主任、主幹教諭、管理職への報告・相談し、同僚への協力を求める教師集団づくりを図る。

### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年2回実施する。結果によっては追跡調査を実

施し**未然防止**と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。

- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会などで行い、学校として「いじめは全体に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる相談支援体制の充実を図る。
- ・学校 HP に方針を掲載し、いじめ防止の活動を地域と共有する。

<保護者・地域に対して>

- ・「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

## 5 いじめの早期発見・早期対応について

<**未然防止**・**早期発見**にむけて…「**変化に気付く**」>

- ・児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場（学年研修・学年主任会等）といじめに関わる情報の集約担当（教頭・主幹教諭）を設けるなど学校として組織的に対応する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<**相談ができる**…「**誰にでも**」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、学年主任や集約担当や管理職に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」にて早急に対応を検討する。

#### <早期の解決を…「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」については学年主任や集約担当に報告し、「いじめ防止対策委員会」につなげる。会では、役割を分担し、事実関係の把握に努める。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、一人では対応せずできるだけ2人以上で組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずは、いじめをすることをすぐに止めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞きとり、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

#### <いじめの解消に向けて…「連絡と引き継ぎ」>

- ・いじめの解消に至るまでの間、被害児童が心身に苦痛を感じていないか保護者とも連絡を取り合い、継続的に確認する。
- ・いじめの解消の判断は、被害児童及び保護者との確認結果を踏まえ、いじめ防止対策委員会で判断する。
- ・加害児童についても、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・いじめに関する情報は、児童ごとに整理し経年的に把握、確実に引き継ぎを行い指導や支援につなげていく。
- ・本校実施のアンケートは、教育委員会実施アンケート同様、中学校に用紙そのものを引き継ぐとともに、定められた期間（3年間）保管する。

## 6 校内体制について

<いじめ防止対策委員会> 月1回定例開催(学年主任会後に開催)

- ◎校長、○教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、担任外、学年主任、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、S C、関係教職員、外部関係者等
- いじめ防止基本方針の策定、検討
- 「いじめ防止プログラム」の策定、学校全体での総合的ないじめ対策を検討
- 児童に関わる情報の共有(学年研修からの情報の吸い上げ・共有)
- 各学級の様子や児童情報からいじめを未然に防止する策等を検討

○いじめ問題に関する職員や保護者、地域への啓発、研修等の実施

○いじめ相談やいじめ事案発覚した場合の『認知』『対応』『解消』の検討・判断

・事実確認をし、事案に関する対応（いじめられている子やいじめている子、周囲の子、保護者への対応や関係機関との連携等）を検討する。

・再発防止に向けた方針の見直し等を行う。

※日常的な児童間のトラブルに関する『集約担当』を教頭・主幹教諭とし、適切な初期対応を判断する。

※会議記録は主幹教諭が行う。

## 7 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

・緊急性が高い事案やいじめの重大事態の懸念がある事案については、速やかに札幌市教育委員会に報告し、連携して対応する。

いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対応

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

・児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

《参考》いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

・学校関係者評価委員会では、学校での発生件数や対応、予防策等について必ず伝え、地域や保護者から意見を伺う機会の一つとする。

【フローチャート】

児童間のトラブル 保護者からの相談 教師の見取り  
アンケート調査 地域・関係機関からの連絡 など

いじめに関する情報の把握 (集約担当:教頭・主幹教諭)

対応事案発生



いじめ防止対策委員会

役割分担・方針確認



事実確認 (聞き取り)

事実確認 ≠ 指導



対策会議

